

源泉所得税の改正のあらまし

平成 18 年 4 月

国 税 庁

国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
タックスアンサーホームページ <http://www.taxanswer.nta.go.jp>
源泉所得税の納付は電子納税で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。
さて、今般、平成 18 年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われました。

目次(源泉所得税関係の改正項目)

No.	改 正 項 目	適用開始年(年分)		説明 ページ
		平成 18 年	平成 19 年	
1	定率減税の廃止・所得税の税率改正関係 給与等の源泉徴収税額表の改正 特定公的年金等に対する源泉徴収税率の引下げ			2
2	給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供			4
3	地震保険料控除の創設(損害保険料控除の改組)			4
4	会社法の制定に伴う所要の整備 1年経過未払役員賞与の源泉徴収 配当等に関する規定の整備等 税制適格ストック・オプションの適用対象者への執行役の追加 等	(注1)		5
5	勤労学生控除の適用範囲の拡大			7
6	適用期限の延長関係 住宅取得資金の低利融資を受けた場合の課税の特例 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例 特別国際金融取引勘定(いわゆるオフショア勘定)において経 理された預金等の利子の非課税 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例			7
7	上場株式等の特定口座についてみなし廃止を不適用とするための「特定 口座取引継続届出書」の新設			7
8	期限後納付に対する不納付加算税の一定の場合における不徴収			8
9	郵政民営化法の制定に伴う障害者等の郵便貯金利子の非課税制度の廃止 等		(注2)	8

(注)1 会社法の施行の日(平成 18 年 5 月 1 日)から適用されます。なお、の一部については、平成 18 年 4 月 1 日
から適用されます。

2 郵政民営化法の施行の日(平成 19 年 10 月 1 日)から適用されます。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を
行っていただきますようお願いいたします。

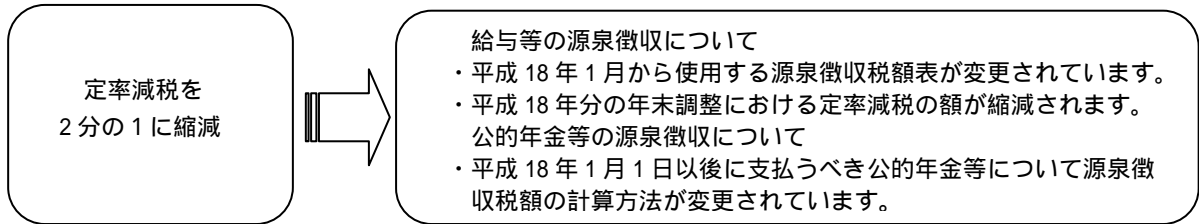
(注)このパンフレットは、平成 18 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

- 1 平成 19 年分の所得税から定率減税が廃止されることとなりました。
また、平成 19 年分の所得税から税源移譲に伴って所得税の税率が見直されることとなりました。
これらの改正に関連して、源泉所得税関係について次の改正が行われました。
平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべき毎月（日）の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額表」が改正されました。
平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべき特定公的年金等に対する源泉徴収税率が 5% に引き下げられました。

【平成 18 年分の所得税から（平成 17 年度税制改正）】

（詳しくは、「平成 17 年 4 月 源泉所得税の改正のあらまし」をご参照ください。）

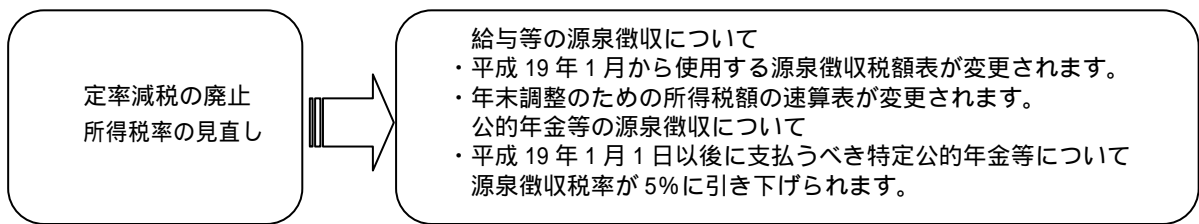
源泉所得税関係の改正



【平成 19 年分の所得税から（平成 18 年度税制改正）】

（詳しくは、このパンフレットの 3 ページ以降をご参照ください。）

源泉所得税関係の改正



定率減税の適用の有無等と使用する源泉徴収税額表などの適用関係は、次のとおりです。

		平成 19 年 1 月 1 日	
		平成 18 年分の所得税	平成 19 年分の所得税
定率減税の 等		所得税額の 10% 相当額を控除 〔10% 相当額が 12 万 5 千円を 超える場合は、12 万 5 千円〕	定率減税の適用はありません。 所得税の税率構造が 4 段階から 6 段階になります。
給与等の 源泉徴収		<p>「平成 18 年 1 月以降分 源泉徴収税額表」(注 1)を使用</p> <p>毎月(日)の給与等から源泉徴収する税額が 変更されています(注 3)。</p> <p>年末調整</p> <p>年末調整時に所得税額の 10% 相当額(12 万 5 千 円を限度とします。)を控除します。</p>	<p>新税額表(注 2)を使用</p> <p>毎月(日)の給与等から源泉徴収する税額が 変更になります。</p> <p>年末調整</p> <p>・定率減税の適用はありません(注 4)。 ・「年末調整のための所得税額の速算表」が変更 になります。</p>
公的 年金 徴収等		定率減税前の税額(注 5)の 10% 相当額を控除(注 6) 〔10,450 円 × 「その支給金額の計算の基礎」 となった期間の月数〕を限度とします。〕	<ul style="list-style-type: none"> 定率減税の適用はありません。 特定公的年金等について、源泉徴収税率 が 5% (改正前は 10%) となります。

- (注) 1 「平成 18 年 1 月以降分 源泉徴収税額表」は、定率減税の縮減に伴い、昨年版(「平成 17 年 4 月 源泉徴収税額表」)から変更されています。
2 新税額表は、本年 10 月中旬ごろ税務署に配備するほか、国税庁ホームページに掲載する予定です。
3 源泉徴収税額からは定率減税相当額が控除され、年末調整等により精算することとなります。
4 年末調整を行う際の注意事項については、来年(平成 19 年)の年末調整を行う時期に税務署から配布する「平成 19 年分 年末調整のしかた」をご参照ください。
5 「定率減税前の税額」とは、定率減税を適用する前の源泉徴収税額をいいます。
6 公的年金等については、源泉徴収段階で定率減税相当額が控除され、確定申告により精算することとなります。

給与等の源泉徴収について（平成19年1月1日以後に支払うべきものから適用）

毎月（日）の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が変更になります。

所得税の税率の見直し及び定率減税の廃止に伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が改正されることとなりました。

（注）この改正に伴い、電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する場合の財務省告示（「別表第三」）が平成19年1月1日以後、次のとおり改正されることとなりました（別表第一及び別表第二については、改正はありません。）

【別表第三】（改正後）

その月の課税給与所得金額		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
162,500 円以下		その月の課税給与所得金額 × 5%
162,501	275,000	その月の課税給与所得金額 × 10% - 8,125 円
275,001	579,166	その月の課税給与所得金額 × 20% - 35,625 円
579,167	750,000	その月の課税給与所得金額 × 23% - 53,000 円
750,001	1,500,000	その月の課税給与所得金額 × 33% - 128,000 円
1,500,001 円以上		その月の課税給与所得金額 × 40% - 233,000 円

（注）税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

年末調整の際や退職所得の源泉徴収の際に使用する所得税額の速算表が変更になります。

改正後（平成19年分から）				改正前（平成18年分まで）			
課税給与所得金額又は 課税退職所得金額 (A)		税 額		課税給与所得金額又は (A) 課税退職所得金額		税 額	
195 万円以下		(A) × 5%		330 万円以下		(A) × 10%	
195 万円超	330 万円以下	(A) × 10% - 97,500 円		330 万円超 900 万円以下		(A) × 20% - 33 万円	
330 "	695 "	(A) × 20% - 427,500 円					
695 "	900 "	(A) × 23% - 636,000 円		900 " 1,800 "		(A) × 30% - 123 万円	
900 "	1,800 "	(A) × 33% - 1,536,000 円		1,800 "		(A) × 37% - 249 万円	
1,800 "		(A) × 40% - 2,796,000 円					

（注）1 (A)の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 課税給与所得金額が16,920,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

年末調整等の際の定率減税が廃止されます。

平成18年分をもって定率減税が廃止されるため、平成19年分以後の源泉徴収及び年末調整においては、定率減税の適用はありません。

公的年金等の源泉徴収について（平成19年1月1日以後に支払うべきものから適用）

居住者に対し国内において公的年金等の支払をする者は、その支払の際、所得税の源泉徴収をしなければならないこととされています。

所得税の税率の見直し及び定率減税の廃止に伴い、平成19年1月1日以後に支払うべき「特定公的年金等」について、源泉徴収税額の計算方法が次のように改正されました。

（注）「特定公的年金等」とは、公的年金等のうち、受給者が「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した公的年金等の支払者から支払を受けるものをいいます。なお、特定公的年金等以外の公的年金等については改正されていません。

	改正後（平成19年1月1日から）	改正前（平成18年12月31日まで）
特 定 公 的 年 金 等	源泉徴収税額 = (公的年金等の支給金額 - 控除額 ^()) × 5%	イ 定率減税前の源泉徴収税額 = (公的年金等の支給金額 - 控除額 ^()) × 10% ロ 年金定率控除額 = イ × 10% (〔10,450 円 × 「その支給金額の計算の基礎となった期間の月数」〕を限度とします。) ハ 源泉徴収税額 = イ - ロ

() 控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数 (その支給金額の計算の基礎となった期間の月数)

(参考)

定率減税の廃止

「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」により、平成 11 年分以後の所得税については定率減税が実施されており、平成 18 年分の所得税額は、定率控除前の所得税額から定率控除額（定率控除前の所得税額の 10%相当額で、12 万 5 千円を限度とします。）を控除して求めることとされています。

また、毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表や公的年金等に対する源泉徴収税額の計算方法も定率減税を織り込んだものとなっており、定率減税の縮減に伴い、平成 18 年 1 月から源泉徴収税額表等が変更となっています。

今回の改正により、定率減税は平成 18 年分をもって廃止されることとなりました。

税源移譲

いわゆる三位一体の改革^(注)の一環としての所得税から個人住民税（国から地方）への税源移譲を実施するため、所得税の税率構造が 5%～40%の 6 段階に改められることとなりました。

(注) 「三位一体の改革」とは、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に行う改革をいいます。

2 給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書について、一定の要件の下で、書面による交付に代えて、電磁的方法により提供することができることとされました。

居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払を受ける人に対して次の書類を交付しなければならないこととされています。

書 類 名	交 付 等 の 内 容
給与所得の源泉徴収票	その年において支払の確定した給与等について、その給与等の支払を受ける人の各人別に源泉徴収票 2 通を作成し、その年の翌年 1 月 31 日まで（年の中途において退職した人については、その退職の日以後 1 月以内）に 1 通を税務署長に提出（一定のものを除きます。）し、他の 1 通を給与等の支払を受ける人に交付する必要があります。
給与等の支払明細書	給与等の支払の際、給与等の金額、源泉所得税額その他必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける人に交付する必要があります。

今回の改正により、給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^(注)を得て、書面による給与所得の源泉徴収票又は給与等の支払明細書（以下「給与所得の源泉徴収票等」といいます。）の交付に代えて、給与所得の源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。この提供により、給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票等を交付したものとみなされます。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票等を交付する必要があります。

(注) 給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。

この改正は、平成 19 年 1 月 1 日以後に交付する給与所得の源泉徴収票等について適用されます。

(注) 1 給与所得のある人が確定申告書を提出する場合には、給与所得の源泉徴収票を添付する必要がありますが、この場合には、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

2 給与所得の源泉徴収票等のほか、「特定口座年間取引報告書」についても、同様の改正が行われました。詳しくは、税務相談室又は税務署（資産税担当）におたずねください。

3 損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額（最高 5 万円）を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされました。

居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「居住者等」といいます。）が有する家屋で常時その居住の用に供するもの（以下「居住用家屋」といいます。）又は居住者等有する生活用動産を保険又は共済の目的とする損害保険契約等、居住者等の身体の傷害に基因して保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等の保険料又は掛金を支払った場合には、その支払った保険料等の額のうち一定の金額を「損害保険料控除」としてその居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされています。

今回の改正により、損害保険料控除が改組され、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害^(注1)によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（以下「地震保険料」といいます。）を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料^(注2)の金額の合計額（最高5万円）を「地震保険料控除」としてその居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされました。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」^(注3)については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除（最高1万5千円）が適用されます。

上記とを適用する場合には、控除額は合わせて最高5万円とされます。

この改正は、平成19年分以後の所得税について適用されます。

- (注)1 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害をいいます。
- 2 「地震保険料」には、地震等損害により臨時に生ずる費用等に係る保険料又は掛金等一定のものは含まれません。
- 3 「長期損害保険契約等」とは、次のすべてに該当する損害保険契約等をいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）
 保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他一定の契約であること
 保険期間又は共済期間が10年以上であること
 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

4 会社法（平成17年法律第86号）の制定に伴い、所得税関係について所要の整備が図られました。

【1年経過未払役員賞与の源泉徴収】

法人が利益処分による経理をした賞与（損金経理をした役員賞与のうち損金の額に算入されないものがあるときは、これを含みます。）については、その支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がされない場合には、その1年を経過した日においてその支払があったものとみなして所得税の源泉徴収を行うこととされています。

会社法の下では、利益又は剰余金の処分による賞与は支給されないこととなったこと等に伴い、今回の改正により、この源泉徴収の対象が「法人の法人税法第2条第15号に規定する役員^(注)に対する賞与」とされました。

(注) 「役員」とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち一定の者をいいます。

この改正は、会社法の施行の日以後に支払の確定した役員に対する賞与について適用されます。

所得税徴収高計算書（納付書）への記載について

今回の改正により、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」の様式が一部変更となる予定ですが、変更前の様式を使用する場合には次のとおり記載してご使用ください。

項目名	記載のしかた	
	改正後	改正前
「損金処分賞与」	法人の役員の職務に対して支払った賞与以外の賞与（使用人賞与）について記載します。	法人の場合 損金経理をした賞与（役員賞与で法人税法の規定により損金の額に算入されないものを除きます。）について記載します。 個人の場合 必要経費に算入した賞与について記載します。
「益金処分賞与」	法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。	法人の利益処分賞与のほか、損金経理をした役員賞与で法人税法の規定により損金の額に算入されないものについて記載します。

【配当等関係】

配当等

会社法において、従来の利益の配当に加えて、資本剰余金の減少による配当を含めた「剰余金の配当」という新しい制度が創設されたことなどに伴い、所得税法上の配当所得に関連する規定の整備を行うとともに、剰余金の配当その他の金銭等の交付については、その原資に従って配当所得に係る配当等又は資本の払戻しとする整理が行われました。

- (注) 1 所得税法第 24 条(配当所得)の配当等は、株式又は出資に係る剰余金の配当に限られ、資本剰余金の額の減少に伴うものや分割型分割によるものは、同法第 25 条(配当等とみなす金額)が適用されます。
- 2 会社法上、中間配当についても剰余金の配当に含まれます。

みなし配当

法人の株主等が、その法人の合併等の一定の事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本等の金額のうち株式(出資を含みます。)に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、配当所得の対象となる配当等の額として所得税を課税(みなし配当課税)することとされています。会社法において、剰余金の配当という新しい制度の創設や株式の消却が自己株式を取得した上で行うこととされたこと等に伴い、みなし配当の基因となる一定の事由の範囲についての整理が行われ、非適格合併、非適格分割型分割、資本の払戻し、残余財産の分配、自己株式の取得等(自己株式の取得、出資の消却等、組織変更)とされました。

また、二以上の種類の株式を発行する法人が自己株式の取得等を行った場合において、配当等とみなす金額の計算の基礎となる「資本金等の額のうち株式等に対応する部分」の金額は、その株式の種類ごとに区管理された資本金等の額(種類資本金額)を基礎として計算することとされました。この改正については、平成 18 年 4 月 1 日以後に行われる自己株式の取得等について適用されます。

自己株式の取得等をした法人が一の種類のみを発行していた場合

$$\text{資本金等の額のうち株式等に対応する部分の金額} = \frac{\text{資本金等の額}}{\text{発行済株式等の総数}} \times \text{株主等が有していたその自己株式の取得等に係る株式の数}$$

自己株式の取得等をした法人が二以上の種類の株式を発行していた場合

$$\text{資本金等の額のうち株式等に対応する部分の金額} = \frac{\text{その種類の株式に係る種類資本金額}}{\text{その種類の株式の総数}} \times \text{株主等が有していたその自己株式の取得等に係るその種類の株式の数}$$

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の適用対象から除かれる大口株主(発行済株式の総数又は出資の総額の 5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人をいいます。)の判定は、配当等の支払の基準日において行うこととされました。

この改正は、配当等の支払の基準日が会社法の施行日以後であるものについて適用されます。

確定申告を要しない配当所得

確定申告を要しない配当等(非上場株式等の配当など)の金額要件である一回の支払額について、10 万円に配当計算期間(注)の月数(最高 12 か月)を乗じてこれを 12 で除して計算した金額以下とされました。

この改正は、配当等の支払の基準日が会社法の施行日以後であるものについて適用されます。

(注) 「配当計算期間」とは、その配当等の直前の配当等の支払の基準日の翌日からその配当等の支払の基準日までの期間をいいます。

【税制適格ストック・オプションの適用範囲の拡大】

特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例(ストック・オプション税制)について、次の改正が行われました。

適用対象に会社法の決議に基づき付与された新株予約権が追加されました。

適用対象者の範囲に法人の執行役が追加されました(注)。

この改正は、会社法の施行日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権等に係る株式について適用されます。

(注) 会社法の施行日前に行われた付与決議に基づき締結された契約(税制適格要件が定められているものに限ります。)により執行役に与えられた新株予約権については、会社法の施行日前にその契約に従ってその新株予約権が行使されたものを除き、ストック・オプション税制の対象となります。

5 勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校の設置者の範囲が拡大されました。

勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」といいます。）の設置者の範囲に、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者が追加されました。
この改正は、平成 18 年分以後の所得税について適用されます。

6 次の ~ について、それぞれ適用期限が 2 年間延長されました。

給与所得者が勤務先から住宅取得資金の低利融資などを受けた場合の経済的利益等を非課税とする特例の適用期限が、平成 20 年 12 月 31 日まで 2 年間延長されました。

給与所得者が自己の居住の用に供する住宅等を取得するため勤務先から低利融資などを受けた場合の経済的利益等で、平成 18 年 12 月 31 日までの間に受けるものについては、無利息又は年 1% 未満の利率で借り受けたものなどを除き、所得税が課されないこととされています。

今回の改正により、この特例の適用期限が、平成 20 年 12 月 31 日まで 2 年間延長されました。

民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の適用期限が、平成 20 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。

金融機関の特別国際金融取引勘定（いわゆるオフショア勘定）において経理された預金又は借入金に係る利子非課税制度の適用期限が、平成 20 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。

外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限が、平成 20 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。

7 上場株式等の特定口座を有する居住者等がその特定口座に特定口座内保管上場株式等を有しなくなった場合において、特定口座取引継続届出書を提出したときは、その特定口座に対するみなし廃止の規定は適用されないこととされました。

特定口座開設届出書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、その届出書の提出をした証券業者等の営業所に開設された特定口座において特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後 2 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に、その特定口座において上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等を行わなかったときは、その年の翌年 1 月 1 日（以下「基準日」といいます。）にその特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされることとされています。

今回の改正により、特定口座内に特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった日以後 2 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に、その居住者等がその特定口座を継続する旨など一定の事項を記載した届出書（以下「特定口座取引継続届出書」といいます。）を、その特定口座を開設する証券業者等の営業所の長に提出したときは、みなし廃止の規定は適用されず、基準日にその特定口座において特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなったものとみなされることとされました。

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に特定口座取引継続届出書を提出する場合について適用されます。

8 法定納期限後に納付された源泉所得税に係る不納付加算税について、一定の場合には、不納付加算税を課さないこととされました。

源泉所得税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除き、源泉徴収義務者に対し、法定納期限後に納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した不納付加算税を課すこととされています。

また、源泉所得税が納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された場合において、その納付が調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知してされたものでないときは、不納付加算税の額は、上記にかかわらず法定納期限後に納付された税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とされています。

今回の改正により、上記に該当する納付が法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合^(注)に該当してされたものであり、かつ、法定納期限から1月を経過する日までに納付されたものであるときは、上記の不納付加算税は課さないこととされました。

(注)「法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合」とは、法定納期限の属する月の前月の末日から起算して1年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉所得税について、次のいずれにも該当する場合をいいます。

納税の告知(法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合の納税の告知を除きます。)を受けたことがないこと

法定納期限後に納付された事実(法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められるものを除きます。)がないこと

この改正は、平成19年1月1日以後に法定納期限が到来する源泉所得税について適用されます。

郵政民営化法(平成17年法律第97号)の制定に伴い、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)において、所得税関係について所要の整備が図られました。

9 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度について、所要の経過措置を講じた上で廃止されることとされました。

次に掲げる障害者等の少額貯蓄非課税制度においては、国内に住所を有する個人で、身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等(以下「障害者等」といいます。)に該当する人が、一定の手続を行うことなどを要件として、それぞれ元本等が350万円までの利子等について非課税とされています。

障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度

障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度

障害者等の少額公債の利子の非課税制度

日本郵政公社の民営化に伴い、の障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度については、所要の措置を講じた上で廃止されることとされました。

なお、日本郵政公社の民営化後においては、郵便貯金の利子については、経過措置のあるものを除き、の適用対象とされます。

郵政民営化法の施行日前にの適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。

この改正は、郵政民営化法の施行の日(平成19年10月1日)から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。

 この社会あなたの税がいきている